

社団法人 宮崎県銀行協会定款

平成 5 年 6 月 22 日制定
平成 10 年 3 月 26 日改正
平成 15 年 9 月 29 日改正
平成 19 年 4 月 6 日改正

第1章 総則

(名称)

第1条 本協会は、社団法人宮崎県銀行協会と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、事務所を宮崎市に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 本協会は、銀行業務の改善進歩を図り、一般経済の発展に資することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 銀行営業および業務一般に関する社員、関係官庁、その他との連絡
- (2) 宮崎県内における手形交換所の設置、運営
- (3) 金融ならびに経済に関する調査および研究
- (4) 関係官庁その他に対する建議ならびに答申
- (5) 他の金融機関および産業界との連絡
- (6) 金融機関関係者相互の親交を図り、その連絡を密にするための施設の設置、運営
- (7) 銀行職員の養成教育
- (8) 銀行に関する広報
- (9) 相談所の設置、運営
- (10) その他本協会の目的達成上必要と認めた事業

第3章 社員

(社員の要件)

第5条 本協会の社員となることのできる者は、宮崎県において本店または支店等の営業拠点を有する銀行に限る。

(入会)

第6条 社員となることを希望する銀行は、所定の入会申込書を提出して理事会の承認を得なければならない。

(加入金)

第7条 新たに本協会の社員になる者は、第44条に規定する加入金を納付しなければならない。

(社員資格の取得)

第8条 第6条の承認を得た銀行が前条により加入金を完納したときは、理事は、申込書に記載した事項を社員名簿に登録し、これを社員に通知しなければならない。

2 申込者は、社員名簿の登録によって社員としての資格を取得する。

(社員名簿に記載した事項の変更)

第9条 社員名簿に記載した事項に変更を生じたときは、社員は、1週間以内に書面をもってこれを本協会に通知しなければならない。

2 前項の通知があったときは、理事は、社員名簿に変更の記載をし、これを社員に通知しなければならない。

(社員資格の喪失)

第10条 社員である資格は、次の事由によって喪失する。

- (1) 退会の申出または整理のためにする休業
- (2) 本協会手形交換所規則第36条に規定した借方交換戻の払込もしくは同第37条に規定した決済資金の不足金の払込をしないとき、または同第38条、もしくは同第40条に規定した手形の返還を受け、その代り金を支払わないとき
- (3) 第5条に記載した資格の喪失
- (4) 破産の宣告
- (5) 解散または合併による消滅
- (6) 除名

(社員資格の承継)

第11条 社員が次の各号の一に該当する場合には、各号に定める銀行は、社員の資格を承継することができる。

- (1) 他の銀行と合併し、当該他の銀行が存続する場合 存続する銀行
- (2) 合併により新銀行を設立する場合 設立される銀行
- (3) 分割または営業譲渡により、営業の全部を他の一の銀行に譲渡し、かつ、前条第3号または第5号により社員の資格を喪失する場合 営業を譲り受ける銀行
- (4) 分割または営業譲渡により、営業の全部または一部を当該社員の子会社である銀行、親会社である銀行、または親会社の子会社である他の銀行に譲渡し、かつ、前条第3号または第5号により社員の資格を喪失する場合 営業の全部または一部を他の一の銀行に譲渡するときは、その銀行 営業の全部または一部を他の複数の銀行に譲渡するときは、その複数の銀行のうち当該社員が指定する一の銀行
- (5) その他理事会が適当と認める場合 理事会が指定した銀行

(退会)

第12条 退会の申出は、書面をもって行わなければならない。

(除名)

第13条 社員が次の各号の一に該当する場合には、総会において出席社員の4分の3以上の同意により除名することができる。この場合、当該社員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 経費分担金を納付しないとき
- (2) 本協会の体面を毀損する行為または目的に反する行為をしたとき

(3) 営業状態が危険と認められる事実があったとき、または手形交換等に関する規則もしくは総会の決議に違反したとき

(社員資格喪失の通知等)

第14条 社員としての資格を喪失した者がいるときは、理事は、社員名簿にその事由および年月日を記入し、かつ、これを社員に通知しなければならない。

(社員の権利喪失)

第15条 社員がその資格を喪失したときは、本協会に対するすべての権利を失う。

第4章 機関

第1節 役員

(役員の種類および定数)

第16条 本協会には、次の役員を置く。

- (1) 理事 7名以上12名以内
- (2) うち会長 1名
- (3) 監事 2名以内

2 前項のほか、役員として、前項の理事のうちから常務理事1名を置くことができるものとする。

3 理事および監事は、相互にこれを兼ねることはできない。

(理事・監事の選任)

第17条 理事11名以内および監事1名以内は、社員の代表者または代表者の指定した役職員の中から総会においてこれを選任する。

2 理事1名および監事1名は、社員の代表者以外の者から総会においてこれを選任することができる。

(会長の選任)

第18条 会長は、理事会においてこれを互選する。

(常務理事の選任)

第19条 常務理事は、第17条第2項により選任された理事を理事会において選任することができる。

(理事の職務)

第20条 理事は、理事会を組織し、定款および総会の議決にもとづき本協会の業務を執行する。

(監事の職務)

第21条 監事は、次の職務を行う。

- (1) 本協会の財産の状況を監査すること
- (2) 本協会の業務執行の状況を監査すること
- (3) 財産の状況または業務の執行につき不整の事実を発見したときはこれを総会に報告すること
- (4) 前号の報告を行うため必要あるときは、総会を招集すること

2 監事は、総会および理事会に出席して意見を述べることができる。

(会長の職務)

第22条 会長は、本協会を代表し、会務を総理する。

2 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名した順序で、他の理事がその職務を代行する。

(常務理事の職務)

第23条 常務理事は、会長を補佐し、会長の指示にもとづき常務を総括する。

(役員任期)

第24条 理事および監事の任期は、第27条第2項に規定する決算総会終了後から翌事業年度の決算総会終了時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 役員は、任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

3 役員に欠員を生じたときには、第17条から第19条の規定によりこれを補充する。ただし、理事会において会務に支障をきたさないと認めるときは、補充選任を行わないことができる。

4 補充により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員解任)

第25条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会において出席社員の4分の3以上の同意により解任することができる。

(1) 本定款に違反したとき

(2) 本協会の役員としてふさわしくない行為をしたとき

第2節 総会

(総会の構成)

第26条 総会は、社員をもって構成する。

(総会の種類)

第27条 総会は、通常総会と臨時総会の2種とする。

2 通常総会は、毎年2月末までに開催する予算総会および事業年度終了後2か月以内に開催する決算総会とする。

3 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めるとき

(2) 総社員の3分の1以上または監事が、会議の目的を記載した書面にて請求したとき

(総会の招集)

第28条 総会は、開催の5日前までに会議の目的である事項、日時および場所を記載した通知を発して、会長が招集する。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

2 会長は、必要があると認められた場合は、書面をもって各社員の表決を求めることにより、総会の決議に代えることができる。

(総会の議長)

第29条 総会の議長は、会長とする。

(総会の定足数)

第30条 総会は、社員の過半数の出席によって成立する。

(社員の表決権)

第31条 各社員の表決権は1箇とする。ただし、決議事項につき特別の利害関係を有する社員は、その決議に参加できないものとする。

2 総会に出席しない社員は、書面をもって表決を行い、または他の出席した社員にその代理を委任することができる。

3 前項の場合において、書面をもって表決を行い、または委任した社員は、総会に出席したものとみなす。

(総会の議決)

第32条 総会の決議は、特に定めた場合のほかは、出席社員の過半数をもってこれを決し、可否同数の場合は議長がこれを決することができる。

2 総会の議長は社員としての表決権を有する。

(総会の付議事項)

第33条 総会は、本定款に別段の定めのあるもののほか、次の事項を決議する。

(1) 事業報告および決算

(2) 事業計画および予算

(3) 理事会において、総会に付議すべきことを決議した事項

2 総会においては第28条の規定による通知に掲げる事項に限って決議するものとする。ただし、出席社員の3分の1以上の同意があるときは、この限りでない。

(総会の議事録)

第34条 総会の議事については、議事録を作成し、議長および総会に出席した者のなかから議長が指名した議事録署名人2名以上が記名、押印し、事務所に備えて置かなければならない。

第3節 理事会

(理事会の構成)

第35条 理事会は、理事をもって構成し、定例理事会と臨時理事会の2種とする。

2 定例理事会は、原則として通常総会に準じ開催する。

3 臨時理事会は、会長が必要と認めたとき、または理事の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき、これを開催することができる。

(理事会の招集)

第36条 理事会は、会長が招集する。

2 理事会を開催するときは、開催の5日前までに会議の目的である事項、日時および場所を記載した通知を発して招集する。

3 会長は、必要があると認めた場合は、書面をもって理事の表決を求めることにより、理事会の決議に代えることができる。

(理事会の議長)

第37条 理事会の議長は、会長とする。

(理事会の定足数)

第38条 理事会は、理事の過半数の出席により成立する。

(理事会の議決)

第39条 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは議長がこれを決することができる。

2 理事会の議長は理事としての表決権を有する。

(理事会の付議事項)

第40条 理事会は、本定款に別段の定めのあるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 総会に付議する事項
- (2) 総会において理事会に委嘱された事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、本協会運営上の重要事項

(理事会の議事録)

第41条 理事会の議事については、議事録を作成し、議長および理事会に出席した理事のなかから議長が指名した議事録署名人2名以上が記名、押印し、事務所に備えて置かなければならない。

第4節 委員会

(委員会)

第42条 必要に応じ、本協会に委員会を置く。

- 2 委員会の設置または廃止は、理事会の決議を要する。
- 3 前項に規定するもののほか、委員会について必要な事項は理事会において別に定める。

第5章 経費分担金

(経費負担義務)

第43条 社員は、本定款の定めるところに従って経費を分担する義務を負う。

(加入金および経費分担金)

第44条 本協会の加入金および経費分担金の算出基準および納付方法は、総会において定める。

- 2 加入金は、入会の承認通知を受けた日から1週間以内に納付しなければならない。
- 3 社員は、既納の加入金および経費分担金の返還を請求することはできない。
- 4 臨時に経費分担金を徴求する場合は、総会の決議による。

第6章 資産および会計

(資産の構成等)

第45条 本協会の資産は、次のものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載の財産
- (2) 加入金および経費分担金
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生じる収入
- (5) 寄附金品
- (6) その他の収入

2 資産は、基本財産および通常財産の2種に分ける。

基本財産は、財産目録に基本財産として記載されたものとし、これを処分し、または担保に供することはできない。ただし、やむを得ない理由がある場合には、総会において、総社員の3分2以上の決議を経て、処分し、または担保に供することができる。

通常財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第46条 本協会の資産は、理事会の決議を経て、会長がこれを管理する。

(経費の支弁)

第47条 本協会の経費は、通常財産をもって支弁する。

(事業計画および予算)

第48条 本協会の事業計画書および収支予算書は、毎会計年度開始前に総会の承認を得なければならない。

2 第1項の規程にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前会計年度の予算に準じて執行することができる。

(事業報告および決算)

第49条 本協会の業務成績報告書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録および収支計算書は、毎会計年度終了後、監事の監査を受け、総会の承認を得なければならない。

(総会資料の備付け)

第50条 理事は通常総会の日の1週間前から、社員の閲覧に供するため、次の書類を事務所に備えなければならない。

- (1) 予算総会の前には、事業計画書および収支予算書
- (2) 決算総会の前には、業務成績報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表および財産目録

(剰余金)

第51条 本協会の各事業において当該事業年度に生じた剰余金は、翌事業年度へ繰り越し、翌事業年度の収入とする。

(長期借入金)

第52条 本協会が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において3分の2以上の決議を得なければならない。

(事業年度および会計年度)

第53条 本協会の事業年度および会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(会計規則)

第54条 本定款に定めるもののほか、会計に関し必要な規則は理事会において定める。

第7章 定款の変更

(定款の変更)

第55条 本定款は、理事または総社員の3分の1以上の発議によって総会の決議でこれを変更することができる。

2 前項の決議には総社員の4分の3以上の同意を必要とする。

3 定款の変更は主務官庁の認可を受けた後でなくては其の効力を生じない。

第8章 解散

(解散)

第56条 総会の決議によって本協会を解散しようとするときは、総社員の4分の3以上の同意を必要とする。

(残余財産の処分)

第57条 本協会が解散したときの残余財産の処分については、総社員の4分の3以上の決議を得なければならない。

第9章 事務局

(事務局)

第58条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、別に定める。

(資料の備置き)

第59条 事務所には、次の資料を常に備え置くものとする。

- (1) 定款
- (2) 役員名簿
- (3) 社員名簿
- (4) 業務成績報告書
- (5) 正味財産増減計算書
- (6) 貸借対照表
- (7) 財産目録
- (8) 収支計算書
- (9) 事業計画書
- (10) 収支予算書
- (11) その他必要な資料

2 前項に掲げる資料の開示、閲覧にあたって必要な事項は、別に定める。

第10章 雑則

(定款の施行に必要な事項の定め)

第60条 本定款の施行に必要な事項で本定款に定めのない事項については、理事会がこれを決定する。

附 則

この定款は、平成19年4月6日(主務官庁の認可日)から施行する。